

参議院通商産業委員会會議録第十号

三三〇

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午
後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
廣瀬 兵衛君

委員

入交 太蔵君
中川 以良君
片岡 文重君
小松 正雄君
島 清君
山内 卓郎君
廣野 清雄君

衆議院議員

通商産業委員長

小金 義昭君

國務大臣

通商産業大臣

高橋龍太郎君

政府委員

中小企業庁長官

小笠 公龍君

事務局側

常任委員会専門員

山本友太郎君

常任委員会専門員

小田橋貞壽君

説明員

通商産業省通
商振興局長

井上 尙一君

本日の會議に付した事件

○商工組合中央金庫法の一部を改正す
る法律案(衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案(内閣送付)

○輸出信用保険法の一部を改正する法
律案(内閣送付)

○委員長(竹中七郎君) 只今より委員
会を開きます。

第一に商工組合中央金庫法の一部を
改正する法律案につきまして衆議院議
員小金義昭君の提案理由の御説明をお
願いたします。

○衆議院議員(小金義昭君) 商工組合
中央金庫法の一部を改正する法律案の
提案理由を説明いたします。

改めて申すまでもなく中小企業は我
が国の経済において極めて重要な地位
を占めており、戦後の自立経済体制
の確立も中小企業の振興発展にかか
るところが甚だ多いのであります。現
在の経済情勢下におきましては中小企
業の振興のために何となくも金融
面の対策が最も緊要と考えられるので
あります。

御承知のように中小企業は従来より
その基礎が薄弱であるため銀行等から
金融を受けることが大企業に比べて著
しく困難でありますので、いさゝか中
小企業専門の金融機関が設けられてい
るのであります。商工組合中央金庫
はその一つとして中小企業者の協同組
合に対する金融を行うことを目的とし
て昭和十一年に設立された国家的な金
融機関であります。中小企業金融の通
道が深刻となるにつれ、その果たす役
割はいさゝか重要となつて来ております
ので、この際商工組合中央金庫法の一
部を改正し、その機能の拡充強化を図
ることといたしたいと考える次第であ
ります。

改正の内容は他の法律の改定に伴う

條文整理を含みまして十数点に亘つて
おりますが、その最も重要な狙いは、
従来取引対象が中小企業等協同組合だ
けに限られていたものを預金受入につ
いては中小企業等協同組合の構成員に
まで、貸付については所屬組合の構成
員にまでそれ〴〵擴張したことであり
ます。すでに申上げましたように商工
組合中央金庫は、中小企業等協同組合
に対する金融を行うことを目的とする
金融機関であります。特に中小企業
等協同組合のみを業務の対象としたし
ております。所以は中小企業振興対策の
重心はその組織化の推進に置くのが最
も適當であるからにはほかにないであ
ります。

併しながら中小企業等協同組合の現
段階におきましては、中小企業等協同
組合に対する金融は組合の共同事業に
対して行うだけでは十分でなく、組
合員である個々の中小企業者の事業に
対しても行う必要がある場合があるの
であります。このような場合、現在で
は先づ協同組合に対して金融を行い、
協同組合から更に組合員に対して転貸
を行うという形をとつているのであり
ますが、これはいたずらに手数がかか
るのみで実情にも即しない場合があり
ますので、このような場合には直接組
合員たる中小企業者に対し貸付けの道
を開く必要があるのであります。この
場合直接中小企業者に貸付けることと
して、それが協同組合の組合員であ
る限り、組合金融機関たる商工中金の
本旨にとるものではなく、むしろ実

際においてその機能を強化することと
なるものと考へられるのであります。

右の場合貸付に付して預金につい
ても当然組合員たる中小企業者から受
入れられることとなりますが、これに
より従来とかく散逸しがちであつた組
合員の資金が集められたとして、商工中
金の資金繰りに上り好影響を及ぼすも
のと期待されるのであります。

改正の第二の狙いは、商工中金の金
融機関としての業務範囲を擴充するこ
とであります。商工中金は、従来中小
企業等協同組合のための特殊金融機関
であるという建前上、一般の銀行等に
比較いたしまして業務範囲が〴〵〴〵
制限されておりますが、貸付と並行し
て債務保証を行うことや業務上の余裕
金をコールローンに活用すること等
は、金融機関として当然の業務であ
り、特に商工中金についてのみ制限す
ることは理由のないことであります。か
ら、この際業務に追加することと致し
たいのであります。

改正の第三の狙いは、一組合の出資
口数の制限を従来の一十口から一万口
に引上げることとあります。商工中金
に対する一組合の出資口数が余り大き
くなつて一少数の組合に出資を独占
されることは、中小企業等協同組合の
全体のための金融機関であることの趣
旨に反しますので、従来、その限度を
千口と定めていたのであります。併し
ながらこれは商工中金が設立当初資本
金一千万円、総出資口数十万口のと
きの制限でありまして、今日のように、

資本金十五億円、総出資口数千五百万
口となつては、低きに過ぎますので、
これを差当り十倍の一十口に引上げる
こととしたのであります。

その他の改正の狙いとして、国、公
共団体、又は銀行その付の金融機関の
業務の一部を代理することがあります
が、これは商工中金が中小企業者の專
門金融機関である立前上、中小企業金融
に關しましては、国、公共団体、銀行
その付の金融機関の業務の一部を代理
することが必要となる場合が種々予想
されますので、その途を開いて置こう
とするのであります。

以上現在の経済情勢下におきまし
て、差当り緊要と考えられる諸点につ
いて改正をしようとするものでありま
すが、何卒慎重御審議の上、御賛成あ
らんことをお願いいたします次第であ
ります。

以上を以て提案理由の説明を終りま
す。

○委員長(竹中七郎君) 提案理由に對
する質問はあとにしたいと思ひます。
本日はこの質問を保留することに御異
議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(竹中七郎君) 次に中小企業
信用保険法の一部を改正する法律案に
對しまして、当局の提案理由の説明を
願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 中小企業
信用保険法の一部を改正する法律案の

提案理由を御説明いたします。

御承知のように中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興を図るため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保証を行う制度でありまして、昨年十二月十五日、公布施行されたものであります。その後、今日まで約十一ヶ月間の実施状況を見ますと、保険金額は約二十億に過ぎず、遺憾ながら金融機関の利用は必ずしも十分ではないのであります。

このように利用が未だ十分でないことと理由は、勿論制度の実施後なお日が浅く、その趣旨が十分に徹底してない点にも求められるのであります。が、又一般金融情勢によりまして、金融機関としては長期資金供給が困難であること、或いは制度そのものにもなお改善を要する点があるのではないかとと思われるのであります。

政府におきましてこれらの点につき検討を加えていっておりますが、この際次の二点について同法の一部に改正を加えて、その運用の円滑化を図りたい所存であります。その改正の第一点は、保険関係が成立する一中小企業者に対する貸付金額を現在の三百万円から五百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、一千万円から二千万円）に引上げることであります。その第二の改正点は、新たに信用保証協会の保証業務を保険することとができるようにすることとであります。

この二つの改正点の中、第二の点について特に御説明申し上げますが、御承知のように信用保証協会は、中小企業者の金融機関に対する債務を保証することを主たる業務とする公益法人であります。

りまして、中小企業信用保険が金融機関の貸付について保険を行うのに対して、信用保証協会は、中小企業の債務を保証するものであります。その目的とするところはひとしく中小企業金融の円滑化を図る点にあるのであります。中小企業の振興に大なる役割を演じておるのであります。

今現在の信用保証協会の実情を見ますと、その出資金の大部分が都道府県市等の地方公共団体の負担するところとなつておるのであります。近來地方公共団体の財政の事情から、その資金拠出にもおのずから限度があり、ために保証協会の活動の範囲は制約されているのであります。従いましてこの際國営たる中小企業信用保険制度によつて信用保証協会の保証業務を保険することができるとして、差当り保証協会の保証業務の五割程度を保険することといたしたい所存であります。

これによりまして信用保証協会の機能は飛躍的に強化され、中小企業信用保険の利用の活発化と相まつて、中小企業者が信用乃至担保力の不足のために金融が受けられないという事態は大いに改善されるものと期待されるのであります。中小企業金融の円滑化に大いに資するところがあると考えるのであります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします次第であります。○委員（長）（竹中七郎） つきましては只今島君から大臣に何か御質疑があるようでありまして、これを御許ししたいから、輸出信用保険法の一部を改正する法律案について今日は総括問題並びにそれが済みましてから

逐條審議に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（長）（竹中七郎） 御異議ないと認めます。島君。

○島君 これは御質問申し上げると言ひましても、四角張つて言うほどの大した問題でないものであります。只今中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明にもあつた通り、又先ほどの商工組合中央金庫法の一部改正法律案の提案理由の説明を承つたのであります。それらにすべて関連を持つておりますが、今朝の新聞を見ますと、商工組合中央金庫のほうで非常に不正貸出があつて何といふか、検査庁あたりがメスを入れたやに報道されておりますが、今日年末を控へまして中小商工業者の諸君が非常に金融に苦しんでおられるに、そういう不正問題の起つたことは私たちが遺憾に思ひますが、新聞にも発表されておりますので、若し大臣のほうで詳しい真相を御調査に相成つておるならば、この際御発表を頂いたほうがよろしいように思ひますので、質問を申上げるよりもちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○國務大臣（高橋龍太郎） 私も今朝の新聞記事を見て非常に驚きました次第であります。私はそういう問題について何も今まで耳にしていなかつたのであります。早速に申上げて。早速長官を呼びまして長官に調査を命じたのであります。先刻報告を聞きましては、先刻長官が理事を呼びましていろいろ説明を聞いたのであります。少しあの新開の記事は誇張されておるよ

うに思われます。当局は不正貸出は一切ないといふことを強く申しております。なお私は事務が小さくありまして不正があれば漏れずに厳重に処置して行くように希望を述べたおきましてでございます。またこの問題の詳細は御報告するほどとまつておりません。今度長官が来ておりますから、長官に一応只今わかつておりますところを御説明いたされたいと思ひます。

○政府委員（小笠公毅） 只今大臣からお話がありました通りに、現段階におきましてはまだ詳細な事情はわかつておりませんが、私が今朝当局者について調べましたところを簡単に御報告申し上げます。

問題になつております東京製材協同組合の問題でございますが、この組合は従来商工中金からの資金の融通を受けておるのであります。組合自体としての事業経営は相当堅実にやつております。又借りました金の返済は期限通りきつ／＼と拂つておるといふような状況でありまして、ただ相当融資総額が大きくなりましたので、その転貸に際しまして組合員の中の配分と申します。個々の組合員に対する割当と申します。か、そういう点についてごた／＼が起つておつたやうであります。ちなみにこの組合は非常に大きな事業経営をしておる人と小さな事業経営をしておる人と、事業規模が必ずしも同じでない人が集つておりますので、そこに組合員間に若干の物議が起つておつたやうであります。これが中心となりまして今回の事態に発展いたしましたやうであります。只今のところ貸付、融資という点から見ます

と、先ほど申し上げましたように非常に正確に支拂も進んでおる、こういうやうな状況であるやうであります。たまたま商工中金の係の一人が検査庁に呼ばれておるといふやうな状況でありまして、その内容等につきましては今のところはつきりわからないのであります。爾余の職員については今のところ勿論何もございせん、事情のわかりましたところは以上の通りでございます。

○島君 これは商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案とも関連をいたしまして、政府は役員を政府任命にする、これは議員提出ですか、衆議院のほうで政府任命にしたいという御意向があるやうですが、それと監督権と役員任免権等のことについて、質疑応答のときに又一遍伺ひたいと思ひます。一応この辺でよろしうござい

ます。

○委員（長）（竹中七郎） では輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきましても、総括質問をお願いいたしたいと思ひます。

○古池信三 ちよつとお尋ねいたしますが、最近の輸出に關しまして例のプラント輸出の事情ですね、これについておわかりになつておるところをお尋ねしたいと思ひます。なおこの相手方の地域別にどんなふうになつておるか、ドル地域はどうか、ポンド地域はどうかというやうなことについて、実績がわかつておりましたらちよつとお尋ねをしたい。

○説明員（井上尚一） 御質問のプラント類の輸出の契約状況につきまして御説明を申し上げますが、地域別に、同

アが約五百万ドル、アルゼンチンが八十万ドル、パナマが二百八十万ドル、

矛盾を生ずるのではないかという点
は、誠にその通りでありまするが、こ

いう單純なるものでなくて、プラント輸出になりますと、これは相當な資金

ので、そういうふうに代金決済の面等につきまして比較的不利な條件を以て

る、そうして生産しました鉄鉱石を日本が買う場合において、その一トンに

ついで何ドルというふうな割合で以てこの現物につきましての代金のデイスカウント、割引という方法によつてプラントの代金を回収して行こう。そういう非常に特殊な決済方式によりまするようなケースが非常に少ないわけでありまして、我が国としましては、いろいろな不利な決済方式による必要はないのではないかという点につきましては、各国間のプラント類の売込につきましては競争が非常に激甚な今日の現状としましては、どうしても我が国の輸出の増進という点から申しまして、こういう程度の支拂条件をもあえてこれを受理しなければならぬということが現実の要請でもございまして、そういう実情が普通の商品とは違ひましてプラント輸出についてのみ特にこういうバイヤーの破産とか、バイヤーの義務の履行の遅延とか、そういういわゆる信用危険をこの随補償する必要があるという理由でございまして。

○古池信三君　そうしますと、相手方のバイヤーの信用程度というものが非常に重要になつて来るわけですが、そういう信用状態は政府としてはどういふ方法で調査されるのですか。

○説明員(井上尚一君)　今度のこのプラント類につきましての、いわゆる乙種保険の契約は、政府がこれを直接行うというのを考えております。関係の上、政府自身としましては、保険契約の当事者として当然相手方、即ち先方のバイヤーの信用状態の調査について十分慎重を期して参ることが極めて必要であります。この方法としましては、現に逐次に海外の主要の地には在外事務所が設けられて参りましたし、或いは民間団体としまして政府が保険

金を出しまして現在活発に機能を發揮中の海外事情調査会という機関も現にあるようなわけでありまして、現に海外事情調査会、いわゆるジェトロと申します。この機関は海外の主要各地に現在まですでに二十数名の調査員を設けまして随時海外の市場の状況なり或いは海外のバイヤーの信用状態なり、或いは当該地方の日本商品につきましての需要の動向など、そういうような問題につきまして的確、正確な情報を提供するという機能を設けまして、現に着々と活動中でございます。で、まあそういうふうな政府民間の両機構を通じて、海外バイヤーの信用状態の調査につきましては、十分完璧を期して参りたいと考えております。

○古池信三君　もう一つお尋ねしたいのですが、そういうような場合に、相手のバイヤーの信用状態にもまあいろいろあるだろうと思うのですが、その状態に応じてこの保険料率は或る程度の差をつけられるのですか、そうでないのでしょうか。

○説明員(井上尚一君)　料率の点につきましては、当該契約の期間、或いは代金決済につきましての条件なり、或いは当該地域につきましての十分な考慮を加へまして、保険料率についてはいろいろ斟酌はやる考えではございまして、同一地域内におきましては異なるバイヤーの、一件々々のバイヤーにつきまして料率を違へて参るといふことは實際問題としましては極めて煩瑣にもなるかと存じます。非常に信用状態の悪いバイヤーの契約については、契約の締結自体をむしろ引受けな

危険率の大きい契約の締結のほうは防

止して参りたい、かように考えております。

○古池信三君　大体わかりましたが、最後に只今お話になつたジェトロの内容容ですね。現在どんなふうになつてゐるか、それから近い将来にどんな程度にこれを擴充強化して、我が国の貿易の上に貢献せしめるおつもりであるか、そういうふうな点についてあらま

しで結構ですが。

○説明員(井上尚一君)　ジェトロとはジャパン・エキスポ・トレード・リサーチ・オルガニゼーションの略称でございます。海外市場調査会、これは英國の貿易振興という見地から、海外マーケットの状況につきましての情報収集する非常に大きな機関が英國に設けられておたつたものであります。この英國の例にならまして、我が国としましては戦後各國のマーケットの状況について、十分正確なる情報の収集が困難であつたという状態に鑑みまして、この海外市場調査会というものを本年二月に設けましたわけでありま

す。本年度の予算としましては國のほうから三千万円の補助金を交付するといふことに相成つております。現在までの機構乃至はこの活動状況の概略を申し上げます。これは本部を大阪に設けて、支部を東京に持つております。現在の陣容は大体六十数名であります。今日までの業務の状況としましては、先ず第一に、海外競争商品の見本の購入というところを行つて参つております。先般来アメリカ市場或いはタイ市場或いはパキスタン市場、そういうような日本商品としまして、非常な関心を持つておりますマーケットにつ

きまして、当該マーケットにおきます海外競争商品の収集を行なつて参りまして、今日まで約千三百点あたりを収集しましたわけでありまして。この海外競争の収集品につきましては来年一月に大阪を第一回とし、逐次東京、名古屋を筆頭としまして全国主要地にこれを持参して参りまして、終戦以来今日まで内地におきまして各種の展覧会、競接会等において、通産省が大臣賞乃至は長官賞という賞状を出しました。いわば國産の優秀商品と海外競争商品を並べて一般に陳列をやらうというふうな計画、そういう計画を現在準備中であります。

なお海外市場調査会の機能としましては、各会員のほうからの調査の依頼に應じて、いろいろな調査項目の調査をやつておるのであります。一、二の例を申し上げます。ロンドン、セロ地方の茶のマーケットの状況について調査をお願いいたしたような希望が、静岡県の茶の協会のほうから参つております。或いは又山口県のほうからブラジルの経済状況の調査をやつてもらいたいといふふうな、或いは日本紡績協会のほうからは東南アジア、アフリカに対する綿糸布の値段の調査をやつてもらいたいといふふうな、今日まで二十近い調査項目がありまして、そういう調査項目に應じて参りまして、現に調査中であります。

それからもう一つはこれは先刻申しましたように、海外に調査員をいろいろ依頼をいたしまして海外の迅速、正確な情報の収集をやり、毎週海外市況につきましての速報を週刊としまして出して参ります。海外の調査員は現在までは十九名であります。今後こ

の員数も逐次増加して参りたい、こういう方向で準備中でございます。

それからなおこのほかに調査会のはうから随時海外調査員というものを海外に派遣をし、いろいろ重要マーケットについての調査をするというふうな、或いは英文の日本商品、日本の会社を紹介するようなカタログを作ります。そういう印刷編纂の事業、海外の情報収集の事業、或いは海外の依頼に應じての調査関係、或いは海外競争商品の収集、そういうような機能、そういうふうな活動につきまして現在着々勉強中であるという状況でございます。

○委員(竹中七郎君)　古池さんの質問に對しまして、井上振興局長にお願いしたいのは、右の調査会の資料を国会中にできませんでしたら仕方がありませんが提出して頂きたいと思ひます。どうぞお願いいたします。

○中川以夏君　私は先ずお伺ひたいのは、先年この信用保険制度ができました以来の利用状況、実績になります。大体プリントを頂いて承知はいたしておりますが、極めて簡単に実績について御説明をお願いいたします。同時に当初政府がこの制度をお作りになつたときに御計画になつておつた予定とその実績とを比較して、一体どういふような状況になつておるかというふうなもの。それから第三点には信用保険特別会計のその後の動き、現状についての御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(井上尚一君)　この現行の輸出信用保険制度につきましては、昭和二十五年の六月一日から實際の契約締結に入つておるのであります。言

い換えれば二十五年の六月一日以降本

年の三月末までの従来の輸出信用保険の引受件数は一万二千八百六十五件でありまして、これの契約金額のほうは約二百四十三億四千万円程度であります。この二百四十三億四千万円というのは、輸出契約金額の上から申しますと大体約一割というふうな相成つております。従来の現行輸出信用保険制度はすでに御承知の通り、民間保険会社が貿易会社と保険契約を締結する。そうしてこの保険契約につきまして政府が再保険をやる、そういうやり方でありまして、この保険会社に貿易会社が携いました保険料の金額が約一億でありまして、このうち民間保険会社の収入が二千万円、それから政府の再保険料収入、これは約八千万円でありまして、一方この保険契約につきまして発生しました事故の件数は約二百七十件でございますが、この契約につきまして政府が携いました支拂保険金は、今日までの累計としまして約三億七千万円程度に相成つております。結局政府の会計としましては保険金の掛りが三億七千万円あり、一方再保険料収入が八千万円、大体約三億のマイナスだった、こういう状況でございます。

この保険の事故について申しますと、これの大部分というものはいわゆる中共向け、香港向け輸出の禁止という結果この輸出契約の履行ができなくなつたによつて生じましたその結果の保険金の支拂であります。なお二十六年度に入りましてからは大体八月までの引受件数は約二千四百五十件、金額にしまして六十二億というに相成つております。収入保険料は約二千四百七十万円見当に相成つております。当初この保険を新規に作りしました場

合の予想と実績との関係はどうなつておるかという御質問であります。この保険を作りまして実施に入りましてのは六月でありまして、輸出信用保険法の制定公布は三月でございます。当時の事情としましては今申しましたような中共、香港に対する輸出の禁止という問題が予想に上つてなかつた関係上、こういう会計面でこういう大きな赤字を生ずるということに予想しておらなかつた点であります。貿易業者について申しますれば、国の政策の結果とはいへ止むを得ず中共向け、香港向けの輸出禁止のそういう非常な影響というに上つたわけで、生じた民間貿易会社の損害というものは、これは相当甚大に上つたわけであります。若しこの保険制度がなかりしならばそういう点につきまして政府は何か別に国家の補償の途を講ずる必要があつたわけであります。幸い輸出信用保険制度を実施いたしました関係上、政府のほうとして、この保険制度を作つておる以上、保険制度の利用を考えなかつたのは貿易業者のむしろ手落ちであるというわけに相成ります。却つて大きな意味から申しますれば、政府がそういう非常な方法を講じた結果、本来ならば損失補償として拂ふ必要の生じたであろう金額がこの程度の金額で実はずんだという言ひ方が或いはできようかと考へるわけであります。

信用保険特別会計の状況は、今申しました保険料収入と保険金の掛りが骨子であります。これ以外に小さな金額、国のほうの再保険業務を担当します関係上、国の事務費が多少これに加わることに相成ります。

○中川以夏君 今の信用保険特別会計の案を一通数字等につきまして書類を提出して頂きたい。今日でなくても結構です。

○説明員(井上尚一君) 承知いたしました。

○委員(竹中七郎君) ありません。

○中川以夏君 私の質問はこの次に。

○委員(竹中七郎君) では逐條説明をお願いしたいと思ひますが、如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○説明員(井上尚一君) 逐條につきまして簡単に申しますが、一番最初の第一條、第二條、第三條、第四條、第五條中の改正、これは今般の乙種保険の創設に伴ひましての必要な形式的な改正の点であります。

次の「第五條の二」から「第五條の五」までは今般のいわゆる乙種の保険につきましての新規の規定であります。第五條の二がこれの骨格であります。ここに書き加へた通りに輸出者が、その輸出契約に基きまして一定の貨物を輸出をいたしました場合に、次のような一から五まで並べましたこれに該当します事由によつて、当該輸出の貨物代金を回収することができないという結果生ずる損失というものを、今般の新種の乙種保険で以てこれをカバーしようというわけであります。ここに政令で定める貨物となつていますが、これは政令ではプラント輸出といふこと、言い換へれば船舶車両等を包含しました設備機械といふふうなこれを限定する考へであります。従来

の中種保険のほうは民間保険会社が元請をやりまして政府がこれに対して再保険をやるという方法でありました。が、今般の乙種保険につきましては、政府が直接保険契約を締結する、言い換へますれば、パイヤーの信用状態等につきましては政府が責任を有する、政府が直接調査をし、契約の締結もする、損失の査定も行うということがむしろ適当且つ必要であるというので、政府の今般は直営保険としたわけでありまして。

なおこの点につきましては、この輸出信用保険法上設けられております審議院に、今般の乙種保険は政府が直営でやることはいかゞどうかを諮りましたわけでありまして。審議院には損害保険会社の代表者も加つておるわけでありまして、審議院の意見としまして、今般の乙種保険については政府が直接契約をやることとがむしろ適当であらうという答申であります。

それから小さな点でございますが、ここに括弧いたしました輸出貨物について生じた損失を除くことと相成つておるんですが、この本法の第一條に明示してございまして、本保険制度は通常の保険によつて救済することのできない取引上の危険を相当するといふのがこの輸出信用保険制度の本旨であります。普通海上保険その他のいわゆる物上保険によつて補填し得る危険といふものはこれより除外しましたわけでありまして。ですからその結果は商品自体について生じました毀損でありまして減失であります。とか、そういうような事故はほかの海上一般の普通の保険契約のほうでこれをカバーすることとに相成ります。

一号は外国において実施される為替取引の制限又は禁止、二が仕向国における戦争、革命又は内乱、三が前二号に掲げる事項、以外の本邦外において生じた事由で、輸出契約の責に帰することができない旨と相成つております。が、この一号、二号、三号は従前の甲種保険につきましてと大同小異であります。輸出の相手国以外で、決済の場所が第三国である場合がある、即ちベルギーに輸出をする場合、決済はロンドンでやるというような場合を想定して外国と申したわけでありまして。それから二号は最終の仕向国は言うまでもなく、その途中の仕向国もこれを包含する意味であります。戦争は言うまでもなく宣戰布告というやうな形式的な要件は必要ではないのでありまして、一切の事実上の平和攪乱の状態でも十分である。三号は具体的には例えはどういう場合かと申しますと、相手国におきましてボイコットでありましたり、或いは途中港、或いは最終荷上港の港湾のストライキであります。荷上港の港に或いは相手国におきまして輸入制限乃至禁止といふやうな場合を考へておるわけでありまして。併しなから今般の最も中心の狙ひは第四号、第五号であります。この輸出契約の相手方破産、輸出契約の相手方の六カ月以上の債務履行遅滞といふことを保険の使命として考へております。なおここに「輸出者の責に帰すること」がでないものに限る」といたしましたのは、例えはこれらのエキスポーター、契約の相手方に対していわゆる同時履行の抗弁等の関係にありまうやうな結果、こちらで拂わない場合向う

が拂われないという場合は、当然これから除外したわけであります。それから第五條の二項は、保險証券を作つて保險契約者に交付する、これは言ひまでもなく保險契約は諸成契約であります。この二項の規定によりまして保險証券を交付することを義務としてきたわけであります。次に三項は財政法第二十六條の規定により、即ち國庫債務の負担行為は、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにしなければならぬという財政法の規定の關係上、一會計年度内に引き受ける乙種保險の保險金額の總額というものを國會の決議を経ましてきめたわけであります。

それからちよつと言ひ忘れましたが、縮めて言ひますが、第五條の二におきまして「政令で定める貨物を輸出した場合」とありますが、これは現実に船積みを終えた場合というふうに考えております。甲種保險制度におきましては、契約の成立と同時にということに相成りますが、今度の乙種保險につきましては、当該貨物の代金請求權というものが被保險利益に相成ります關係上、輸出した物、これは船積みした場合というふうに考えておるわけであります。

それから第五條の三でございまして、これは保險価格をきめた規定であります。尤も長期にわたつて代金の決済を行うという場合には分割拂ひが生じます。括弧の中は分割拂ひの場合の一回、二回のその代金のことを言つておるわけであります。第五條の三ノ二項で、これは「乙種保險の保險金額が保險価額の百分の八十の範

囲内において政令で定める」云々であります。これは政令のほうではこの法文に法律上は百分の八十の範圍内において政令で定めると相成つておりますが、これは政令で百分の八十ばかりというふうにきめる考えでございす。これは当該輸出契約金額の全額一〇〇%をカバーしようというのではななくて、その八〇%についてだけ政府が保險金を拂ひ得るというふうにその限度をきめたわけであります。この八〇%ときめました理由は、従来の甲種保險の例を踏襲しましたわけでありす。なおこのようにバイヤーの信用の結果生ずべき損害という問題については、当該輸出業者についても十分その点についての慎重な態度をとることが必要である、そういう点を要請したい、そういうことで健全なる貿易の發展を期して参りたいという意味で、輸出者にも一定の部分の責任の割合をここにきめましたわけでありす。

それから第五條の四でございまして、これは乙種保險におきます損失の定義と、その保險金の計算の方法であります。それから第五條の五でございまして、これは契約者とか被保險者又は保險金を受取るべき人が、契約の條項に反したという場合には、その保險金の全部又は一部の拂ひを行わな

い、乃至はその保險金の全部又は一部の返還を命ずると、そういうような一種の制裁規定であります。これは契約の成立の原則から申しまして当然であらうかと考えますが、政府のほうとしましては、勿論これを濫用するような意向は毛頭持つておりません。

それから保險利率につきまして、第五條の六という規定がありますがこれは今般削除になりました。従前の第二條第二項は、甲種保險の場合の保險利率について規定を設けておりましたのを、今般甲種・乙種を通じて第二條の六において一括して保險利率に関する規定を設けたわけでありす。これは財政法第三條の規定で、法律上又は事實上の独占に属する事業における事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いてこれをきめるという規定によりまして、これを設けたわけでありす。これは結局一方で保險料金を徴収して、もう一方で保險率に基いて、保險金を大体拂つて参る、そういう一応コーミッショナル・ベースと申しますか、そういうもの、彼此相償うことを原則として、こういう事業をやつて行くと、いわば獨立採算の性格をここに鮮明にしましたわけでありす。こういう点から今般この制度は決して、國が貿易の振興という観点から、國家が補償をやつたり、補助をやつたりというやうな、いわゆる國際貿易憲章に反する性質のものではないということを、ここに念のため明らかにしておるわけでありす。

次は第六條の第一項は不服申立に關する規定であります。これは細かく詳しく申上げるまでもないと思ひます。なお最後に附則をいたしまして、十二月一日からこれは施行したい、プラント輸出の問題はこれは緊急の問題につきましては、現にゴアの鉄鉱石ににつきましてはすでに調印も了しておるといふやうな關係もございす。

で、これは本國會のほうの審議を了しまして、この國會通過以後はなるべく早く実施に入りたいという意味で、一応十二月一日ということを目ざとして考へている、以上であります。

○委員長(竹中七郎君) 皆様にお諮りいたします。本法律案はまだ予備審査のうちでありますので本審査に入りましてから質問し、そうしていろいろ御討論願ひたい、かように考へますが如何でございましょうか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めて本審査に入りますから質問を続行いたします。本日はこの程度で散會いたしたいと思います。御異議ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めて、本日はこれを以て散會いたします。

午後三時一分散會

十一月十三日予備審査のため、本委員會に左の事件を付記された。

一、中小企業信用保險法の一部を改正する法律案

中小企業信用保險法の一部を改正する法律案

中小企業信用保險法の一部を改正する法律案

中小企業信用保險法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一章 總則(第一條・第二條)

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 金融機關を相手方とする保險(第三條・第九條)

第三章 指定法人を相手方とする保險(第九條の二・第九條の五)

第四章 雜則(第十條・第十二條)

附則

第一章 總則

第一條中「貸付」の下に「及び指定法人の中小企業者の金融機關に対する債務の保証」を加へ、「信用保險」を「保險」に改める。

第二條第二項中「資本金額(株金總額、出資總額又は株金總額及び出資總額の合計額)」を「資本の額若しくは出資の總額」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加へる。

2 この法律において「指定法人」とは、中小企業者の金融機關に対する債務の保証をすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立した法人であつて、政令で指定するものをいう。

第二條の次に次の章名を加へる。

第二章 金融機關を相手方とする保險

第四條第二項中「三百萬元」を「五百萬元」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

第九條の次に次の一章を加へる。

第三章 指定法人を相手方とする保險

第九條の二 政府は、會計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機關からの借入による債務の

第九條の二 政府は、會計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機關からの借入による債務の

保証をしたことを政府に通知することにより、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保証をした借入金額の額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金金の額の総額の指定法人を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

(保険関係が成立する保証をした借入金)

第九條の三 前條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

2 前項の借入金金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円(その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、二千万円)をこえてはならない。

(保険金)

第九條の四 政府が第九條の二第一項の保険関係に基づいて支拂すべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金金の額から指定法人がその支拂の請求をする時まで、に中小企業者に対する

求償権(弁済をした日以後の法定利息及び遅延のことができない費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(指定法人が借入金金の外利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。

(準用)

第九條の五 第五條の規定は、指定法人を相手方とする保険に準用する。

2 第七條及び第九條の規定は、指定法人に準用する。

3 第八條の規定は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした場合において、政府が保険金の全額を支拂つたときに準用する。この場合において、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十」と読え替へるものとする。

第九條の五の次に次の章名を加える。

第四章 雑則

第十條中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に、「第三條第一項の契約」を「第三條第一項若しくは第九條の二第一項の保険契約」を「第三條第一項若しくは第九條の二第一項の保険関係」に、「同項の契約」を「保険契約」に改める。

第十一條第一項中「第三條第一項」を「第三條第一項又は第九條の二第一項」に、同條第二項中「金融機関

の貸付金債権に関する第八條」を「第八條(第九條の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ)に、「当該金融機関」を「当該金融機関又は指定法人」に、同條第三項中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 政府は、第九條の二第三項の規定にかかわらず、昭和二十六年度に限り、同條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金金の額の総額の指定法人を通ずる合計額が、百億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができる。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回收金」を「法第八條(法第九條の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による代位による回收金」に改める。

昭和二十六年十二月六日印刷

昭和二十六年十二月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所